

社会福祉法人美芳会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美芳会（以下「当法人」という。）定款第8条および第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬、賞与及び退職手当を支給する。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。
 - (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬及び退職手当を支給することとし、賞与は支給しない。
- 2 常勤役員等及び非常勤役員等に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、退職金共済等によるものとする。
- 3 役員等に対して、各年度の総額が2,000万円を超えない範囲で報酬等として支給することができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
- (2) 賞与については、別表2に定める額
- (3) 退職手当については、別表3に定める算式により算出される額
- (4) 通勤手当については、職員給与規程第17条に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表4に定める額
- (2) 退職手当については、別表5に定める額
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、出張旅費規程に基づき、旅費（交通費及び宿泊料）を支給し、日当として本条第1項第1号に準じた額を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 常勤役員等に対する報酬及び賞与は、職員給与規程における給与及び賞与の支払日に準じた日に支給する。
 - (2) 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
 - (3) 退職手当については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- 4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第一項二号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表 1 (常勤役員等の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000
業務執行理事	月額 250,000
理事	月額 230,000

別表 2 (常勤役員等の賞与)

6月の賞与	報酬月額×1か月分
12月の賞与	報酬月額×1か月分

別表 3 (常勤役員等の退職金算定式)

最終報酬月額×在任年数×係数

※上記在任年数は1ヵ年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

別表 4 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

要件	報酬の額
評議員会への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

(2) 理事

要件	報酬の額
理事会等会議への出席	日額 10,000円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000円

(3) 監事

要件	報酬の額
監事監査及び理事会等会議への出席	日額 10,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	日額 10,000 円

別表 5 (非常勤役員等の退職金)

退職金の額
20,000 円